

瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 12 月

東京都 瑞穂町

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施上の留意点	7
第2章 役割分担及び実施体制	9
1 基本的な責務	9
2 町の実施体制	11
第3章 対策の基本項目	14
1 情報収集	14
2 情報提供及び情報共有	14
3 住民相談	17
4 感染拡大防止	17
5 予防接種	19
6 医療	21
7 町民生活及び経済活動の安定の確保	22
第4章 各段階における対策	24
未発生期	24
1 情報収集	24
2 情報提供及び情報共有	24
3 住民相談	25
4 感染拡大防止	25
5 予防接種	25
6 医療	25
7 町民生活及び経済活動の安定の確保	25
海外発生期	27
1 情報収集	27
2 情報提供及び情報共有	27
3 住民相談	28

4	感染拡大防止	28
5	予防接種	28
6	医療	28
7	町民生活及び経済活動の安定の確保	29
	国内発生早期（都内未発生期）	30
1	情報収集	30
2	情報提供及び情報共有	30
3	住民相談	31
4	感染拡大防止	31
5	予防接種	31
6	医療	31
7	町民生活及び経済活動の安定の確保	32
	都内発生早期	33
1	情報収集	33
2	情報提供及び情報共有	33
3	住民相談	34
4	感染拡大防止	34
5	予防接種	35
6	医療	35
7	町民生活及び経済活動の安定の確保	35
	都内感染期	36
1	情報収集	36
2	情報提供及び情報共有	36
3	住民相談	37
4	感染拡大防止	37
5	予防接種	38
6	医療	38
7	町民生活及び経済活動の安定の確保	39
	小康期	40
1	情報収集	40
2	情報提供及び情報共有	40
3	住民相談	41
4	感染拡大防止	41
5	予防接種	41
6	医療	41
7	町民生活及び経済活動の安定の確保	41
	用語解説	42

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景及び目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性があります。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新たな感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものです。

2 国における取組及び特措法制定に至る経緯

国では、特措法の制定以前から新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数回の部分的な改定を行い、対策を講じてきました。

さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定しました。

平成21年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されましたが、入院患者数は1万8千人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万人当たり）と、諸外国と比較して低い水準にとどまりました。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用、病原性が低い場合の対応等について、多くの知見及び教訓が得られました。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源及び物資のひっ迫なども見られ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危

険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至りました。

国は、特措法第6条の規定に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成しました。

3 東京都の行動計画策定

東京都（以下「都」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定しました。また、平成22年3月に「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定して、新型インフルエンザ対策を推進してきました。

平成25年4月に特措法が施行され、同年6月に政府行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条の規定に基づき新たな行動計画を策定しました。

この行動計画（以下「東京都行動計画」という。）は、特措法に基づき都の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針、都が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示した計画となっています。

4 瑞穂町の行動計画の策定

平成20年2月、「瑞穂町総合危機管理基本マニュアル」を整備し、新型インフルエンザが発生した際の手順を定めました。

特措法の制定と共に政府行動計画及び東京都行動計画が新たに策定されたことを踏まえて、特措法第8条の規定に基づく「瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「瑞穂町行動計画」という。）を策定します。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 策定根拠

瑞穂町行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画です。

(2) 町の各種計画等との整合性

瑞穂町行動計画の策定に際しては、第4次瑞穂町長期総合計画、瑞穂町地域防災計画など、関連する計画等との整合を図ります。

(3) 対象とする感染症

瑞穂町行動計画の対象とする感染症は、次の2つです。

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(4) 計画の基本的考え方

瑞穂町行動計画は、政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、町における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針、町が実施する対策及び病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合でも弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示したものです。

また、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び町民の役割を示し、相互に連携した新型インフルエンザ等の対策を推進します。

(5) 計画の推進

ア 瑞穂町行動計画には、最新の科学的な知見を取り入れます。

イ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から研修及び訓練を通じ、発生時の対応能力を高めます。

ウ 瑞穂町行動計画の実効性を高め、具体的な対策とするため、町の業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】及びマニュアルを作成するなど、内容の充実を図ります。

(6) 計画の改訂

瑞穂町行動計画は、今後の政府行動計画等の見直しを踏まえ、随時改訂を行います。

2 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。長期的には、国民の多くがり患し、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供の許容能力を超える事態が想定されます。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要です。

また、り患することにより事業所の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることになります。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められます。

これらのことから、以下の2点を対策の目的とします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。2 町民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。 |
|--|

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、地域における医療提供体制の整備及びワクチン製造のための時間を確保します。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するよう配慮し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。

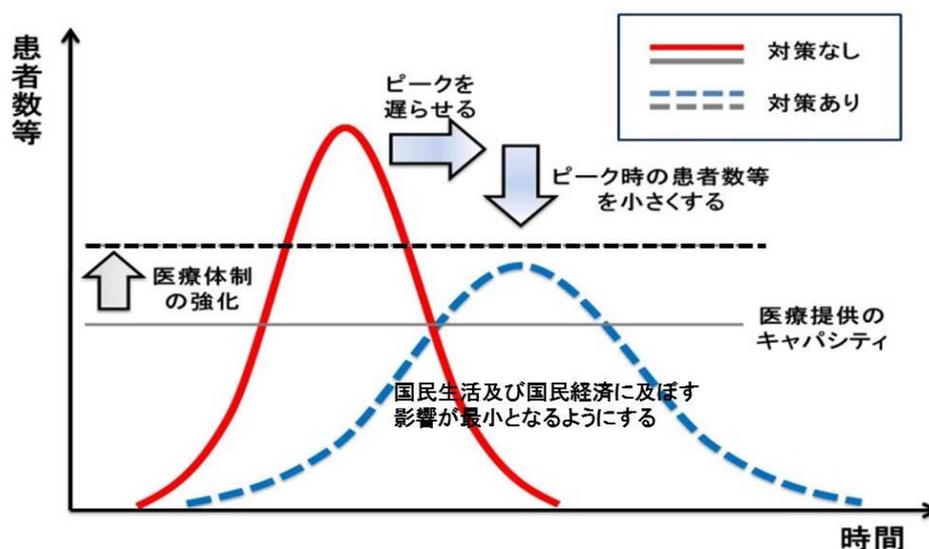
ウ 適切な医療の提供により、重症者数及び死亡者数を減らします。

(2) 町民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにします。

ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。

イ 事業継続計画の整備、実施等により、医療提供の業務、町民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努めます。

<対策の効果 概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

瑞穂町行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要です。

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性及びや感染力、人の免疫の状態、社会環境など多くの要素に左右されます。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは難しいとされています。

瑞穂町行動計画の策定に際しては、東京都行動計画を参考に、町民の約30%が罹患するものとして流行予測を行いました。現時点における科学的知見及び過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものです。

そのほか、社会的・経済的な影響としては、従業員本人や家族のり患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されています。

<瑞穂町の流行規模・被害想定> ()は都民

- (1) り患割合 町民の約30%がり患
(2) 患者数 10,160人(3,785,000人)
(3) 健康被害

①流行予測による被害

ア 外来受診患者数	10,160人	(3,785,000人)
イ 入院患者数	780人	(291,200人)
ウ 死亡者数	40人	(14,100人)

(インフルエンザ関連死亡者数)※

②流行予測のピーク時の被害

ア 1日新規外来患者数	130人	(49,300人)
イ 1日最大患者数	1,000人	(373,200人)
ウ 1日新規入院患者数	10人	(3,800人)
エ 1日最大必要病床数	70床	(26,500床)

<被害想定算出根拠>

○瑞穂町民の患者数

東京都行動計画に準じて町民(平成26年4月1日現在の人口:33,864人)の約30%がり患するとします(政府行動計画では、全人口の約25%がり患すると想定されています。)

○瑞穂町の健康被害

▷ 流行予測による被害

外来受診患者数 東京都行動計画に準じてり患者すべてが医療機関を受診するものとします。

入院患者数 東京都行動計画の外来受診患者数に対する入院患者数の割合に準じて算出します。

死亡者数 東京都行動計画の入院患者数に対する死亡者数の割合に準じて算出します。

▷ 流行予測のピーク時の被害

1日新規外来患者数 東京都行動計画の外来受診患者数に対する1日新規外来患者数の割合に準じて算出します。

1日最大患者数 東京都行動計画の外来受診患者数に対する1日最大患者数の割合に準じて算出します。

1日新規入院患者数 東京都行動計画の入院患者数に対する1日新規入院患者数の割合に準じて算出します。

1日最大必要病床数 東京都行動計画の入院患者数に対する1日最大必要病床数の割合に準じて算出します。

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とし急性気管支炎、肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされています。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講じるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

瑞穂町行動計画で定める発生段階は、東京都行動計画の区分に合わせ、①未発生期、②海外発生期、③国内発生早期（都内未発生期）、④都内発生早期、⑤都内感染期、⑥小康期の6つの区分とします。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (都内未発生期)	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態
都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者数が減少し、低い水準でとどまっている状態

5 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生時又は発生時に備え、特措法その他の法令及び国や都が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、町内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

この場合において、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都知事が実施する医療関係者への医療の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利及び自由に制限を加える場合は、法令の根拠があることを前提として、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとし、

(2) 柔軟な対応

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会活動・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度、抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ます。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要があります。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

都の新型インフルエンザ等対策本部と町の新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進します。町対策本部長は、必要があると認める場合は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう都へ要請します。

(4) 記録の作成・保存及び公表

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、町対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

なお、記録の公表に際しては、瑞穂町個人情報保護条例（平成 15 年条例第 3 号）等に留意します。

(5) 事業継続のための準備

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大するような感染期においても、町の危機管理体制を維持し、対策を継続することが非常に重要です。このことを踏まえ、町の業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】を策定し、各部署で個別マニュアルを整備すると共に町職員に周知・徹底を図ります。

第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、町、医療機関、事業者、町民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、町民生活及び経済活動を維持しなければなりません。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがり患する可能性があり、お互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められます。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備します。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関とアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定します。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、医学、公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

さらに、特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進めます。

(2) 都

平常時には、東京都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備等の対策を推進します。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行います。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保、感染拡大の抑制な

ど東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村、関係機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

(3) 町

平常時には、瑞穂町行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整などの対策を推進します。

発生時には、感染拡大の抑制、町民への予防接種、生活支援などの瑞穂町行動計画で定めた対策を関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、町内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策、必要となる医療品・医療資器材の確保等、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進します。

発生時には、地域の他の医療機関及び関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努めます。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備などの対策を推進します。

発生時には、国、都及び町と相互に連携協力し、町民生活が維持できるよう医療提供及び社会経済活動維持のための業務を継続します。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は町民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から職場における感染予防策の実施、重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、町等の新型インフルエンザ等対策の実施に協力します。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策及び体制の整備に努めます。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都、町などが行う新型インフルエンザ等への対策に協力します。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者及び催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染予防策の徹底に努めます。

(8) 町民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、せきエチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努めます。

また、発生時に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄に努めます。

発生時には、都、町などからの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努めます。

2 町の実施体制

(1) 町対策連絡会議の設置

町長は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合など、必要に応じて部長職等によって構成される「瑞穂町新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「町連絡会議」という。）」を設置します。町連絡会議は、庁内における情報の共有化と共に国の基本的対処方針に基づく新型インフルエンザ等への対策を推進します。

ア 設置者 町長

イ 構成員 ①部長、議会事務局長
②住民部地域課長、福祉部健康課長
③座長が指名する職員

ウ 事務局 福祉部健康課

(2) 町対策本部の設置

国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部又は都対策本部が設置された場合には、緊急事態宣言前であっても、必要に応じて特措法に基づかない任意の町対策本部を設置し、緊急事態宣言が行われた場合、特措法に基づく町対策本部に移行します。なお、任意で設置する町対策本部は、瑞穂町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第1号）に準じ設置するものとします。

ア 設置者 町長

イ 構成員 ①本部長 町長
②副本部長 副町長、瑞穂町教育委員会教育長
③本部員 部長、議会事務局長、住民部地域課長、福祉部健康課長
福生消防署長又はその指名する消防吏員

ウ 事務局 住民部地域課

エ 対策本部の事務分掌 次の表のとおり

部の名称	分掌
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会との連絡調整に関すること。 ・他の部の応援に関すること。
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策予算及び契約に関すること。 ・広報及び広聴に関すること。 ・報道機関への対応に関すること。 ・職員の感染予防に関すること。 ・職員の予防接種（特定接種）の実施に関すること。 ・車両の調達に関すること。 ・公共交通機関との連絡調整に関すること。 ・情報システムの維持に関すること。 ・外国人に関する支援に関すること。 ・新型インフルエンザ等対策に必要な物品の出納に関すること。 ・他の部局の応援に関すること。
住民部	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬の許可等、各種届出に関すること。 ・火葬場との連絡調整及び埋葬能力の把握に関すること。 ・遺体の収容、埋葬及び火葬に関すること。 ・ごみの処理維持に関すること。 ・ごみの排出抑制に関すること。 ・町内会、自治会等との連絡調整に関すること。 ・町対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 ・町対策本部の動員に関すること。 ・各部局の連絡調整に関すること。 ・他の部局の応援に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。 ・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関すること。 ・町民からの相談に関すること。 ・国、都、他自治体、関係機関との連絡調整に関すること。 ・情報の収集及び提供に関すること。 ・住民に対する予防接種の実施に関すること。 ・医療提供体制の確保に関すること。 ・新型インフルエンザ等に必要対策の総合調整に関すること。 ・高齢者、障がい者等の要援護者への支援に関すること。 ・社会福祉施設における感染状況の把握に関すること。 ・母子等の要援護者に関すること。 ・不要不急の外出の自粛、社会機能維持に必要な事業以外の事業活動の自粛、集会等の自粛及び施設の使用制限に関すること。

部の名称	分掌
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> • 家畜等に関する情報収集及び対策に関する事。 • 中小企業及び農業団体の対策に関する事。 • 食料及び生活必需品の安定供給に関する事。 • 生活関連物資等に関する情報収集及び要請に関する事。 • 野生鳥獣の監視に関する事。 • 下水道機能の維持に関する事。 • 他の部局の応援に関する事。
教 育 部	<ul style="list-style-type: none"> • 町立小中学校との連絡調整に関する事。 • 他の部局の応援に関する事。

第3章 対策の基本項目

瑞穂町行動計画では、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。」及び「町民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するため、(1)情報収集、(2)情報提供及び情報共有、(3)住民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)町民生活及び経済活動の安定の確保の7つの基本項目に分けて対策を定めます。

対策については発生段階ごとに記述をしますが、横断的な留意事項等は次のとおりです。

1 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時、適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して適切な判断につなげるとともに、その結果を町民、関係機関等に迅速に還元することが重要です。特に国内の患者数が少ない海外発生期から都内発生早期の段階までは情報が限られているため、都、医療機関等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、国、都などからの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

2 情報提供及び情報共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、町、医療機関、事業者及び町民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、各発生段階において、的確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要です。

(1) 情報提供手段の確保

町民は、情報を受け取る媒体及び情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

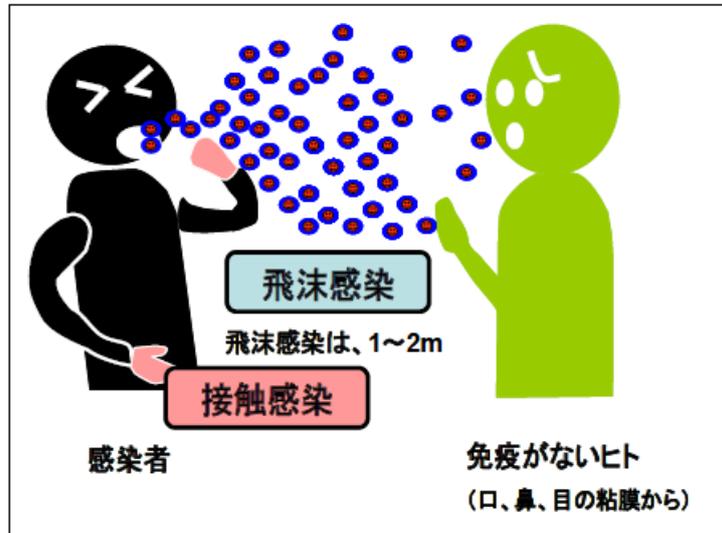
(2) 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、町民一人一人が感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となります。また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者へのひぼう・中傷及び感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もがかり患する可能性があり、患者及びその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要です。

このため、リーフレット、ホームページ等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、都及び町からの情報に従って医療機関で受診するなど、感染拡大防止策の普及啓発を図ります。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（※1）」及び「接触感染（※2）」であり、その予防には手洗いやせきエチケットなどが有効な対策です。



- ※1 飛沫感染 感染した人がせき及びくしゃみをする事で、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻及び口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指します。
- ※2 接触感染 皮膚及び粘膜・傷口の直接的な接触又は中間物を介する間接的な接触により感染する経路を指します。

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

（3）発生時の情報提供

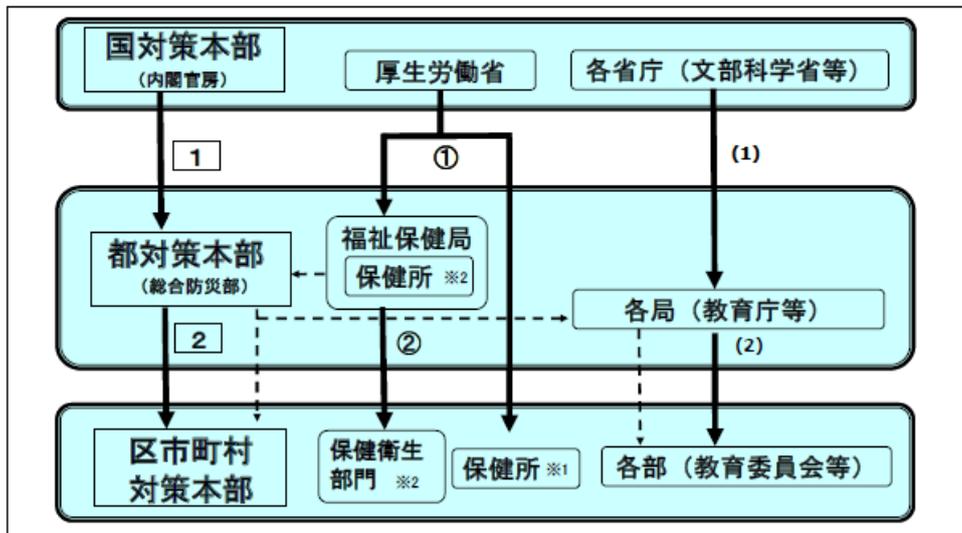
新型インフルエンザ等の発生時には、各部署における情報を町対策本部が集約し、一元的に管理します。

個人情報の保護に十分留意し、国内、都内及び町内における感染状況及び予防策並びに発生段階に応じた適切な医療機関の受診等について、ホームページ等へ記事を掲載するなど、迅速に情報提供を行います。

（4）庁内における情報共有

国及び都からの情報は、平常時と同様、保健衛生担当及び教育委員会といった部門ごとに複数の経路で提供されます。このようなことから、それぞれの部門がどのような情報を保有しているかを確認し、情報の共有化を図る必要があることから、必要に応じて会議を開催します。

< 新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等） >



※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）

※2 ※1 以外の市町村＝瑞穂町

1→2 内閣官房からの情報の流れ

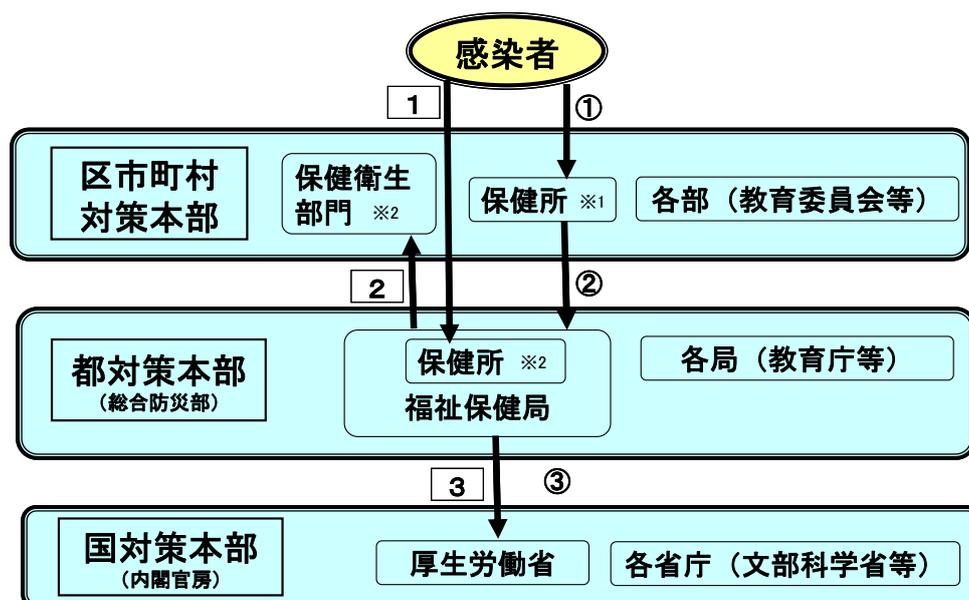
①→② 厚生労働省からの情報の流れ

(1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ

-----> 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

< 新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ >



1→2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ＝瑞穂町

①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

(5) 医療機関等との情報共有

平常時から町の医師会、歯科医師会、薬剤師会等との情報の共有化を図り、新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制を構築しておく必要があります。

また、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会（西多摩保健所所管）（※1）での情報の共有化を図ります。

※1 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関（※2）、感染症診療協力医療機関（※3）等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会

※2 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関
（都内 10 医療機関（平成 25 年 8 月現在））

※3 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて 1～2 日間程度の入院扱いを含む。）
（都内 82 医療機関（平成 25 年 8 月現在））

3 住民相談

都では、適切な感染予防策を促すため新型インフルエンザ等の発生後、速やかに、新型インフルエンザ相談センターを設置することになっています。

新型インフルエンザ相談センターは、海外発生期から都内発生早期までは、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内、受診時の注意事項等についての説明を行います。都保健所の開庁時間は西多摩保健所に設置されますが、夜間・休日は都保健所共同の相談センターが設置され、24時間対応となります。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は、終了し、保健医療に関する一般相談で対応することとなっています。

一方、町でも同様に町民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、国、都などから得られた最新の情報、感染予防策、医療機関への受診方法など、各種相談に応じられるような相談体制を整えます。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで、町の体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的とします。

(1) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、せきエチケット

ト、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促します。
また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛けます。

(2) 事業所対策

ア 町立小・中学校、保育所等

新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された園児・児童・生徒への対応については、西多摩保健所の指示による病院への搬送（都内発生早期）、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、園児・児童・生徒へのマスク着用、せきエチケット、手洗い等、感染拡大防止に努めます。集団発生が見られた場合は、西多摩保健所へ報告を行うとともに、発症者の状況確認、園児・児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じます。

同じ地域、地域内の学校等での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事等の自粛、臨時休業などの感染拡大防止策を講じます。

このような対応は、国の基本的対処方針、都からの要請等に基づき実施します。

イ 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業等の措置をとるなど、都からの要請等に基づき実施します。

(3) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行などの健康管理及び発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策及び自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼します。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報及び発生状況の変化に応じて行います。

町は、平常時から新型インフルエンザ等発生時における感染拡大防止策の協力を求めること又は、政府が緊急事態宣言を行ったときは、特措法に基づき政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請及び事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを町民及び事業者へ周知します。

イ 町の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、町が率先して、休止するイベント及び利用制限をする施設を明らかにし、広く周知します。

また、行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者及び職員への感染リスクを低下させるよう工夫したり、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努めます。

さらに、町の関連団体及び委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施す

るよう協力を依頼します。

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症及び重症化を防ぐことで受診患者数を減少させ、入院患者数及び重症者数を抑えるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害及び社会活動・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの2種類があります。

なお、新たに発生した感染症によっては、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記述します。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条の規定に基づき、「医療提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種の対象は、次のとおりです。

ア 「医療提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する人（厚生労働大臣の定める基準に該当する人に限る。）

イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち、特定接種対象となり得る人及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については、その地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。

(3) 住民接種

特措法において、町民の方に対する予防接種の仕組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合、特措法第 46 条の規定に基づき予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

なお、住民接種は、町が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行うことができるよう体制の構築を図ります。

＜住民接種の接種順位に関する基本的考え方＞

- ①パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ②特定接種が行われない場合は、まず新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- ③特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおり、あらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
 - a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - ii 妊婦
 - b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
 - c 成人・若年者
 - d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
- ⑤接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方及びこれらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ⑥なお、この他年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ⑦ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め、学識経験者の出席を求める。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン「V 予防接種に関するガイドライン」
（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）

6 医療

新型インフルエンザ等による町民の健康被害や社会活動・経済活動に及ぼす影響を最小とするため、医療提供は不可欠な要素です。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定されるため、限りある地域における医療資源（医療従事者等）を有効活用し、流行状況に応じた医療提供体制を整備する必要があります。

(1) 医療提供体制の整備等

町は、西多摩医師会及び瑞穂町医師会と連携して地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制の確保に努めるとともに、診療時間の振り分けなどを行い、町民へ周知します。また、国や都などからの要請に応じて、その対策等に適宜、協力します。

平常時には、健康被害を最小限に抑えるための適切な医療等を検討する感染症地域医療体制ブロック協議会（西多摩保健所所管）に参画し、新型インフルエンザ等の流行時の医療提供体制の構築を推進します。また、一般医療機関においても、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成に努め、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておくことが重要です。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における対応

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策が最も有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等にり患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療が行われます。ある程度限定された医療機関で外来診療及び入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療及び調剤を行うための準備を行う期間にもなります。

新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ相談センターで新型インフルエンザのり患が疑われる患者は振り分けられ、都指定の感染症診療協力医療機関に設置された新型インフルエンザ専門外来に案内され、そこで診察が行われます。ウイルス検査の結果が陽性の場合、重症度にかかわらず感染症指定医療機関へ移送され、入院となります。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うこととなります。そのため、患者は、新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなります。町は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担、や受診方法等について町民をはじめ関係機関に周知します。

〈発生段階ごとの医療提供体制〉

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ[*] 専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	感染症指定 医療機関	一般医療機関への 入院または自宅療養	・小児、重症患者受入 可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用				

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

(3) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生じると認められる場合には、特措法第 48 条の規定に基づき、都知事が臨時に開設する医療施設において医療が提供されます。

7 町民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生したときは、多くの町民がり患し、また、本人や家族のり患等により、町民生活及び経済活動の大幅な縮小及び停滞を招くおそれがあります。

このようなことから、町、町民、医療機関、事業者等は、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び経済活動への影響が最小となるように、発生時の行動など、事前に準備をすることが大切です。

(1) 町民生活の維持

ア 食料品及び生活必需品の確保と安定供給

新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品、生活必需品の生産及び物流に影響が出るのが想定されます。瑞穂町地域防災計画では、日常生活を維持するため対策として、3日分程度の水及び食料の備蓄が町民の責務とされていますが、新型インフルエンザ等対策行動計画で想定されているピーク期間である約 2 週間分の食料品や生活必需品の確保が望ましいことを普及啓発します。

また、食料品及び生活必需品の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めなどを行わないよう啓発します。

イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請します。

また、外出を自粛する高齢者等の食料品及び生活必需品の調達について、関係団体、ボランティア等に協力要請します。

ウ ごみの排出抑制

平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、町は、西多摩衛生組合等と協力して町民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請します。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法に定めるところにより、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長が可能となりました。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、町条例に基づく申請期限等についても、必要に応じて同様の措置を行います。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合は、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向及び個人情報保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう瑞穂斎場組合に要請します。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者及び町民の理解を得るよう努めます。

町で発行する「死体火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できる体制を整えます。「死体火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施します。さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施します。

(3) 事業者への支援

町が行う事業者への支援は、国、都などからの要請に応じて、適宜実施します。

(4) 町機能の維持

町は、新型インフルエンザ等の発生時、感染拡大を抑制し、町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、実施する業務と中断する業務を明確化することを目的として業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】の整備・見直しを行います。また、町庁舎における感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」及びトイレに「手洗い方法」を掲示します。

町職員は、手洗いの徹底など感染予防策の励行及び自己の健康管理に十分留意します。発熱やせき・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、せきエチケットを徹底するとともに、速やかに、医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛します。このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、留意事項等を通知します。こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにします。

第4章 各段階における対策

未発生期	○新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況
------	---

◇ 目的

- 発生に備えて町の体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図ります。
- 国、都などからの情報収集等により、発生の早期確認に努めます。

◇ 対策の考え方

- 都、近隣市町村、関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生時に備えて情報交換及び連携体制の構築等を推進します。
- 町民及び事業者との共通の認識を図るため、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関して継続的な情報提供を行います。

1 情報収集

国、都、マスコミ報道等を通して新型インフルエンザ等に関連する情報収集を行います。

2 情報提供及び情報共有

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報は、町広報紙、町ホームページ、メール配信サービス、ポスター掲示、チラシ設置など多種多様な広報手段が取れるよう、あらかじめ整備します。
- (2) 新型インフルエンザ等の基礎的知識及び一般的な予防、個人や家庭における食料品及び生活必需品の備蓄の必要性などについて、町民へ情報提供します。
- (3) 町内に居住する高齢者、障がい者、外国人等様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報の実施方法等について研究します。
- (4) 関係機関への情報提供と情報共有
 - ア 町内施設、関係機関等に本行動計画への理解と協力を求めるとともに、随時、情報提供を行うことができるように庁内の体制を整備します。
 - イ 町内施設、関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に必要な対応を図

れるよう、連絡体制を整備します。
ウ 町内医療機関等に対し、迅速な情報提供ができる体制を整備します。

3 住民相談

新型インフルエンザ等の発生に備え、各部が連携した相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制の整備を図ります。

4 感染拡大防止

町民をはじめ、学校、福祉施設などにマスク着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の周知を図ります。

5 予防接種

(1) 特定接種

特措法 28 条第 4 項により、国から特定接種及び事業者登録の円滑な実施のため、町が協力を求められることがあり、町は必要な協力をする事が定められています。また、町職員の特定接種に向けた接種体制の構築を図ります。

(2) 住民接種

町民に対する予防接種体制の構築を図るため、町医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種場所、接種時期、予約方法など、具体的な実施方法について検討します。

6 医療

医療提供体制の整備等として、平常時より、都と連携して地域医療の確保に努めるとともに、近隣自治体との会議等を通じて、医療確保に関する連携を図り、町の実情に応じた医療提供体制の整備を推進します。

7 町民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要援護者の支援

国及び都と連携し、都内感染期における在宅高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握と共にその具体的手続を定めます。

(2) 町民生活の安定確保

個人及び家庭における食料品並びに生活必需品の備蓄の必要性について、啓発します。

(3) 町機能の維持

町業務のうち、中断するものと継続するものを定める業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】を整備し、物資・資材の備蓄等を行います。また、職員に対する感染症予防対策の徹底を図ります。

(4) 火葬体制の整備

瑞穂斎場組合と連携し、火葬及び埋葬を円滑に行うための体制を整備します。また、一時的に遺体を安置できる施設等についての検討を行います。

海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
-------	--

◇ 目的

- 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延及び早期発見に努めます。
- 都内発生に備えて町の体制の整備を行います。

◇ 対策の考え方

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等について十分な情報がない状況ですが、病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう準備を行います。
- 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集を行います。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内での発生に備え、都内で発生した場合の対策についての情報提供を行います。また、町民、町内医療機関、事業者等に準備を促します。

1 情報収集

- (1) 国、都、マスコミ報道等を通して海外での新型インフルエンザ等の発生状況などの情報収集を行います。
- (2) 米軍横田基地の状況等について、関係機関を通じ、情報収集を行います。

2 情報提供及び情報共有

- (1) 新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防策、相談体制などについて、町広報紙、町ホームページ等、様々な媒体を使い、広報します。
- (2) 町内に居住する高齢者、障がい者、外国人等に新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。
- (3) 学校、保育所、障害者施設、福祉施設等を通じて新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。

(4) 関係機関への情報提供

ア 高齢者施設等の社会福祉施設、在宅サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。

イ 町内医療機関、関係機関等に対し、情報提供を行うとともに国内発生に備えた協力を要請します。

3 住民相談

(1) 西多摩保健所に新型インフルエンザ相談センターが開設されます。また、夜間・休日は、都保健所が共同で相談センターを設置することとなっています。これらの設置情報、町民向けの質疑応答集などについて、町民への周知を行います。

(2) 町は、国及び都が作成した質疑応答集等を活用し、町民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努めます。

4 感染拡大防止

町民をはじめ、学校、福祉施設などにマスク着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の注意喚起を行います。

5 予防接種

(1) 特定接種

特措法 28 条第 4 項により、国から特定接種及び事業者登録の円滑な実施のため、町が協力を求められることがあり、町は必要な協力をする事が定められています。

国及び都と連携し、特定接種の実施、具体的な運用等に関する国の基本的対処方針を踏まえ、対象者となる町職員への特定接種を行います。

(2) 住民接種

国及び都と連携し、接種体制の準備を行います。

6 医療

(1) 都が指定している感染症診療協力医療機関（非公開）に新型インフルエンザ専門外来が開設され、新型インフルエンザのり患が疑われる患者は、新型インフルエンザ相談センターより案内を受け、そこで診察・ウイルス検査が行われます。町は、これらの設置情報について、町民への周知を行います。

(2) 町は、国及び都から医療に関する通知等があった際には、速やかに、町内医療機関へ

情報提供を行い、都と連携しながら国内発生に備えた体制を整備します。

7 町民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要援護者の支援

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者及び協力者に周知します。

(2) 火葬体制の整備

瑞穂斎場組合と連携し、火葬及び埋葬を円滑に行うための体制を整備します。また、一時的に遺体を安置できる施設等についての具体的な検討を行います。

<p>国内発生早期 (都内未発生期)</p>	<p>○都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態（都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態）</p>
----------------------------	---

◇ 目的

- 都内での発生に備えた町の体制の整備を行います。
- 新型インフルエンザ等の発生に関する情報収集を行います。

◇ 対策の考え方

- 町内での発生に備えて感染拡大防止策等を行います。
- 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供・相談対応を行います。

1 情報収集

- (1) 国、都及びマスコミ報道等を通して海外及び国内での新型インフルエンザ等の発生状況などの情報収集を行います。
- (2) 米軍横田基地の状況等について、関係機関を通じ、情報収集を行います。

2 情報提供及び情報共有

- (1) 新型インフルエンザ等の基本的知識、海外及び国内での発生状況、感染予防策などについて、町広報紙、町ホームページ等の広報媒体による情報提供を行い、混乱及び風評被害の防止を図ります。
- (2) 町内に居住する高齢者、障がい者、外国人等に新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。
- (3) 学校、保育所、障害者施設、福祉施設等を通じて新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。
- (4) 関係機関への情報提供
 - ア 高齢者施設等の社会福祉施設、在宅サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。
 - イ 町内医療機関及び関係機関等に対し情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請します。

3 住民相談

- (1) 新型インフルエンザ相談センターの設置情報、町民向けの質疑応答集などについて、町民への周知を行います。
- (2) 町は、国及び都が作成した質疑応答集等を活用し、町民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努めます。

4 感染拡大防止

町民をはじめ、学校や福祉施設などにマスク着用、せきエチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策を徹底するよう呼び掛けます。

5 予防接種

- (1) 特定接種
特措法 28 条第 4 項により、国から特定接種及び事業者登録の円滑な実施のため、町が協力を求められることがあり、町は必要な協力をすることが定められています。
国の基本的対処方針を踏まえ、対象者となる町職員への特定接種を行います。
- (2) 住民接種
接種の順位に関する基本的な考え方及び国の決定内容を確認し、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町医師会等の協力を得て、速やかに、住民接種を開始します。
 - ア 国の緊急事態宣言が行われていない場合
国が決定した接種順位等に従い、新臨時接種（予防接種法第 6 条第 3 項）を実施します。
 - イ 国の緊急事態宣言が行われた場合
国が決定した接種順位等に従い、臨時接種（特措法第 4 6 条、予防接種法第 6 条第 1 項）を実施します。

6 医療

- (1) 町は、新型インフルエンザ専門外来における、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れについて、情報収集を行います。
- (2) 町は、国及び都から医療に関する通知等があった際には、速やかに、町内医療機関へ情報提供を行い、都と連携しながら都内発生に備えた体制を整備します。

7 町民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要援護者への支援

在宅高齢者、障がい者等、要援護者となる対象世帯の把握と生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等についての準備を行います。

(2) 町機能の維持

下水道事業、ごみ収集事業等、生活に必要な町の事業を継続します。

(3) 火葬体制の整備

瑞穂斎場組合の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

都内発生早期	○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態 (全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態)
--------	---

◇ 目的

- 都（町）内での感染拡大をできる限り抑えます。
- 患者に適切な医療を提供します。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行います。

◇ 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行います。都（町）内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等を図ります。
- 町民に対し医療提供体制及び感染拡大防止策について周知し、一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的に情報提供を行います。
- 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、町民生活及び経済活動の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、ワクチンの供給及び体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。

1 情報収集

- (1) 国、都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況について情報収集します。
- (2) 学校、施設等から発生状況に関しての情報を収集します。
- (3) 米軍横田基地の状況等について、西多摩保健所等関係機関を通じ積極的に情報収集します。

2 情報提供及び情報共有

- (1) 患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等について最新情報を提供します。
- (2) 町内に居住する高齢者、障がい者、外国人等に新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。
- (3) 学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情

報提供を行います。

(4) 関係機関への情報提供

ア 高齢者施設等の社会福祉施設、在宅療養サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。

イ 町内医療機関、関係機関等に対し、迅速な情報提供並びに都内発生時の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼します。

3 住民相談

(1) 町民に対し、新型インフルエンザ相談センター設置情報等を提供します。

(2) 町は、健康相談以外の様々な問合せに対応するため、相談内容の共有及び相談の多い問合せの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問及びその回答）により対応できるものについてはホームページで公表するなど、必要な対策を講じます。

4 感染拡大防止

(1) 町民に対し、マスク着用・せきエチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の徹底を呼び掛けます。

(2) 学校は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる児童・生徒についての対応及び接触者の健康管理に努めるとともに、町教育委員会及び校医との連携により、児童へのマスク着用、せきエチケット、手洗い、校内の消毒等の感染拡大防止に努めます。

また、国の基本的対処方針、都からの要請等があった場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じます。

(3) 学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる児童についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、町及び医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、せきエチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努めます。また、国の基本的対処方針、都からの要請等があった場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じます。

(4) 高齢者等の社会福祉施設は、利用者、施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限及び施設利用制限並びに受診勧奨等の感染拡大防止策を国の基本的対処方針、都の要請等に基づき実施します。

5 予防接種

(1) 特定接種

特措法 28 条第 4 項により、国から特定接種及び事業者登録の円滑な実施のため、町が協力を求められることがあり、町は必要な協力をすることが定められています。

国の基本的対処方針を踏まえ、対象者となる町職員への特定接種（特措法第 28 条）を行います。

(2) 住民接種

接種の順位に関する基本的な考え方及び国の決定内容を確認し、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町医師会等の協力を得て、速やかに、住民接種を開始します。

ア 国の緊急事態宣言が行われていない場合

国が決定した接種順位等に従い、新臨時接種（予防接種法第 6 条第 3 項）を実施します。

イ 国の緊急事態宣言が行われた場合

国が決定した接種順位等に従い、臨時接種（特措法第 46 条、予防接種法第 6 条第 1 項）を実施します。

6 医療

(1) 町は、新型インフルエンザ専門外来における、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れについて、情報収集を行います。

(2) 町は、国及び都から医療に関する通知等があった際には、速やかに、町内医療機関へ情報提供を行い、都と連携しながら都内感染期に備えた体制を整備します。

7 町民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要援護者への支援

在宅高齢者及び障がい者等、要援護者となる対象世帯の把握及び生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送及び死亡時の対応等についての準備を行います。

(2) 町機能の維持

下水道事業、ごみ収集事業等、生活に必要な町の事業を継続します。

(3) 火葬体制の整備

瑞穂斎場組合と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、遺体安置所の設置及び運用の準備を行います。

都内感染期	○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態 (全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができない状態)
-------	--

◇ 目的

- 医療提供体制を維持します。
- 健康被害を最小限に抑えます。
- 町民生活及び経済活動への影響を最小限に抑えます。

◇ 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難なことから、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減策へ対策の主眼を変更します。
- 状況に応じた医療提供体制、感染拡大防止策、ワクチン接種、社会活動・経済活動の状況等について周知し、町民一人一人がとるべき行動について積極的な情報提供を行います。
- 流行のピーク時の入院患者及び重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減します。
- 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害が最小限にとどまるように努めます。
- 欠勤者の増大が予測されますが、町民生活及び経済活動への影響を最小限に抑えるため、必要な事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- 住民接種は、受診患者数を減少させたり、入院患者数及び重症者数を抑えるなど、医療体制への負荷を軽減するため、早期に開始できるよう準備を急ぐと同時に、その体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小又は中止を図ります。

1 情報収集

- (1) 国、都及びマスコミ報道等を通じて、国内等での新型インフルエンザ等発生状況、町内の受診状況及び医療提供状況等について、引き続き情報収集します。
- (2) 学校、施設等から発生状況に関する情報を収集します。
- (3) 米軍横田基地の状況等について、関係機関より引き続き情報収集を行います。

2 情報提供及び情報共有

- (1) 国が都を対象区域として緊急事態宣言を行った場合には、都より、指定地方公共機

関、医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について情報提供されることから、町としても必要な医療機関等の関係機関に対し、迅速かつ正確に情報提供します。

- (2) 新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染予防策など最新情報を町民に情報提供し、パニック等の防止を図ります。また、都内及び町内の流行状況に応じた医療提供体制及び受診方法の周知を図ります。
- (3) 町内に居住する高齢者、障がい者、外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。
- (4) 学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。

3 住民相談

- (1) 町民に対し都と協力し、新型インフルエンザ等に関する電話相談の設置情報等を提供します。
- (2) 町は、町民からの相談内容の変化に応じて、相談体制を変更します。また、健康相談以外の様々な問合せに対応するため、相談内容の共有及び相談の多い問合せの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問及びその回答）により対応できるものについては、ホームページで公表するなどの、必要な対策を講じます。

4 感染拡大防止

- (1) 都は、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く町民、事業者等に対し感染拡大防止策の協力を依頼します。
- (2) 町民に対しマスク着用、せきエチケット、手洗い等の徹底及び不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大の防止を図るため、様々なサービスが平常時より低下することの理解及び協力を依頼します。
- (3) 学校は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる児童・生徒についての対応及び接触者の健康管理に努めるとともに、町教育委員会及び校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、せきエチケット、手洗い、校内の消毒等の感染拡大防止に努めます。
また、国の基本的対処方針、都からの要請等があった場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じます。

(4) 学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、町及び医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、せきエチケット、手洗い、施設内の消毒等の感染拡大防止に努めます。また、国の基本的対処方針、都からの要請等があった場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じます。

(5) 高齢者等の社会福祉施設は、利用者、施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限及び施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を国の基本的対処方針、都の要請等に基づき実施します。

5 予防接種

(1) 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、対象者となる町職員への特定接種（特措法第28条）を行います。

(2) 住民接種

接種の順位に関する基本的な考え方及び国の決定内容を確認し、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、町医師会等の協力を得て、速やかに、住民接種を開始します。

ア 国の緊急事態宣言が行われていない場合

国が決定した接種順位等に従い、新臨時接種（予防接種法第6条第3項）を実施します。

イ 国の緊急事態宣言が行われた場合

国が決定した接種順位等に従い、臨時接種（特措法第46条、予防接種法第6条第1項）を実施します。

6 医療

(1) 緊急事態宣言が行われていない時の対応

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科、小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関等で担うことになります。

このため、患者は、新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接受診します。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れます。町は、都から都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について情報提供を受けて必要な医療機関等の関係機関に対し、迅速かつ的確に情報提供します。

(2) 緊急事態宣言時の対応

国の緊急事態宣言が行われた際に、都が状況を判断し、臨時の医療施設を開設することになった場合、町は、都と連携し、町内の医療機関等と連絡調整等を行います。

7 町民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要援護者への支援

必要に応じ、在宅高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送時及び死亡時の対応を行います。

(2) 町民等への要請

国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、町民に呼び掛けます。事業者に対しては、都等と連携した上で食料品、生活必需品等の価格高騰、買占め及び売り惜しみが生じないように、必要に応じた要請を行います。

また、通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、状況に応じて町民及び事業者にごみの減量化を求める要請を行います。

(3) 町機能の維持

下水道事業、ごみ収集事業等、生活に必要な町の事業を継続します。

また、町関連事業の休止、施設の貸出中止など、状況に応じた対応を行います。

(4) 火葬体制の整備

瑞穂斎場組合に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請します。死亡者が増加して火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体安置所の設置及び運用を行います。

また、特に緊急の必要があると認められるときは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく埋火葬に係る手続を行います。（墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条）

小康期	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○大流行が一旦終息している状況
-----	---

◇ 目的

○町民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備えます。

◇ 対策の考え方

○第一波の終息及び第二波発生の可能性並びにそれに備える必要性について、町民に情報提供します。

○情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。

○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

1 情報収集

(1) 国、都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について情報収集します。

(2) 米軍横田基地の状況等について、関係機関より引き続き情報収集を行います。

2 情報提供及び情報共有

(1) 国の緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請解除、学校等の施設使用制限解除等について、町民等に情報提供します。

(2) 流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等に関する情報を町民に提供するとともに、感染予防策の継続等を呼び掛けます。

(3) 町内に居住する高齢者、障がい者、外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。

(4) 学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。

(5) 国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、町内医療機関及び関係機関等に対し、患者発生状況、新型インフルエンザ等の第一波の終息及び第二波発生に備えた対策の方針を伝え、併せて町内医療機関、関係機関等の現状を把握します。

3 住民相談

都と連携しながら、相談窓口体制を縮小します。

4 感染拡大防止

新たな発生及び流行に備えて、感染拡大防止策の見直しを図るとともに、必要な体制を整備します。

5 予防接種

町医師会等の協力を得て、住民接種を実施します。

(1) 国の緊急事態宣言が行われていない場合

流行の第二波に備え、国が決定した接種順位等に従い新臨時接種（予防接種法第6条第3項）を実施します。

(2) 国に緊急事態宣言が行われた場合

国が決定した接種順位等に従い、臨時接種（特措法第46条、予防接種法第6条第1項）を実施します。

6 医療

医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への復帰を呼び掛けます。

7 町民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 要援護者への支援

状況に応じ、平常時の体制に移行します。

(2) 遺体に対する適切な対応

遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて順次閉鎖します。

(3) 対策の縮小・中止

国、都などと連携し、新型インフルエンザ等対策を縮小・中止します。

(4) 町機能の回復

状況に応じて平常時の体制に移行します。第二波に備えて、業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】の運用及び対応の見直しを行います。

【用語解説】

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖たん白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）。

○ ウイルス株

検体から分離したウイルスを人工的に培養したもの。ワクチンの製造に用いられる。

○ 基礎疾患を有する者

新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫不全（ステロイド全身投与等）等を有し、治療経過、管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者を指す。

○ 指定公共機関

新型インフルエンザ等が発生したときに、その業務について対策を実施する責務を有する機関をいう。特措法に基づき、国が指定する機関として、独立行政法人（医療）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会などの公共的機関、医療・医薬品の製造販売業者、電気・ガス・輸送・通信その他公益的事業を営む法人を指す。

○ 指定地方公共機関

新型インフルエンザ等が発生したときに、その業務について対策を実施する責務を有する機関をいう。特措法に基づき、都道府県知事が指定する機関として、医療・医薬品の製造販売業者、電気・ガス・輸送・通信その他公益的事業を営む法人で、指定公共機関以外のものを指す。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数をいう。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項の規定において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新臨時接種

厚生労働大臣がB類接種のうち、その疾病にかかった場合の症状の程度を考慮して定められる予防接種をいう。厚生労働大臣が都道府県を通じて市町村に実施を指示する。緊急事態宣言はなく、接種の努力義務はない。被接種者は、低所得者を除き、実費負担が生じる。低所得者に対しては国、都道府県及び市町村が負担する。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項第 1 号の規定において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年(平成 21 年)4 月に、メキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年(平成 23 年)3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009 」としている。

○ 致死率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合をいう。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症である。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めてまれであり、患者と長期にわたって感染予防策を採らずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主(人など)に感染して病気を起こさせる能力を総合した表現として使われる。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンをいう。(現在は、H5N1 亜型を用いて製造)

○ 臨時接種

A 類疾病及び B 類疾病のうち、厚生労働大臣がまん延防止のための緊急性を認めた場合に行われる予防接種。都道府県知事が対象者及び期日又は期間を指定し、市町村長に実施を指示する。

瑞穂町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 12 月

編集・発行 瑞穂町福祉部健康課

〒190-1211 西多摩郡瑞穂町大字石畑 1970 番地

電話 042 (557) 5072



みずほ ◆ きらめき回廊